

公立大学法人青森公立大学職員給与規程第20条に規定する別に定める時間を定める細則

平成21年4月1日

規程第68号

- 1 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）第20条に規定する別に定める時間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの間における公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第25条第1項第2号及び第3号に掲げる休日の日数から土曜日に当たる同項第2号に掲げる休日及び日曜日又は土曜日に当たる同項第3号に掲げる休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。
- 2 就業規則第44条第2項に規定する育児短時間勤務制度の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項の規定による時間に同規則第44条第3項の規定に基づき定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同規則第18条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

附 則

（施行期日）

この細則は、平成21年4月1日から施行する。